

## 外貨普通預金規定

(令和元年 10 月 1 日現在)

### 1. (取引店の範囲等)

この預金は、当店でのみ預入れまたは払戻しができます。

### 2. (取引明細表の発行)

この預金の入出金明細および残高については、毎月、外貨普通預金明細表を発行し、通帳の発行は致しません。

### 3. (預金口座への受入れ)

(1) この預金口座に入金できるのは次のとおりです。なお、通貨によっては受入れられないものもあります。

- ① 円貨を対価として買入れた外貨
- ② 外国通貨または外貨建旅行小切手
- ③ 外貨建手形・外貨建小切手・外貨建支払指図等の証券類(以下「証券類」といいます。)ただし、当店以外を支払場所とする証券類については、取立のうえ決済確認後受入れます。
- ④ 為替による振込金(外国からの振込も含まれます。)

(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

### 4. (預金の払戻し)

この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により、記名押印または署名のうえ提出してください。

### 5. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を当該通貨 1 通貨単位として、毎年 2 回、当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

### 6. (相場、手数料)

(1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。

(2) この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には当行所定の手数料をいただきます。

### 7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法

を指定のうえ、所定の払戻請求書に届出の署名・印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとしします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとしします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

#### 9. (法規の準拠)

この預金の預入れ、払戻し等いっさいの取引については外国為替関連法規の定めに従います。

以 上

